

吸収合併に係る事後開示書面

ウェルネオシュガー株式会社

2026年10月 1 日

吸収合併に係る事後開示事項
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

東京都中央区日本橋小網町1 4 番 1 号
ウエルネオシュガー株式会社
代表取締役社長 山本 貢司

当社と東洋精糖株式会社（以下「東洋精糖」といいます。）は、2026年10月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、東洋精糖を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026年10月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

東洋精糖は当社の完全子会社であったため差止請求について該当はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

東洋精糖は当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過

東洋精糖は新株予約権を発行しておりませんので、該当はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過

東洋精糖は、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項を2026年8月21日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

当社に対して、会社法第796条の2の規定に基づく差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

当社は、株主に対し会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2026年8月21日付にて電子公告にて公告しましたが、反対株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は会社法第799条第2項及び第3項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項を2026年8月21日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は本合併の効力発生日である2026年10月1日をもって、東洋精糖から資産および負債ならびに権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりであります。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日
2026年10月1日

7. その他本合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上

別 紙

吸収合併に係る事前開示書面

東洋精糖株式会社

2026年6月3日

吸収合併に係る事前開示事項
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

東京都中央区日本橋富沢町12番20号
東洋精糖株式会社
代表取締役社長執行役員 三木 智之

当社およびウェルネオシュガー株式会社（以下「ウェルネオシュガー」といいます。）は、2026年10月1日を効力発生日として、ウェルネオシュガーを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙Ⅰのとおりです。

2. 本合併の対価及び割当の相当性に関する事項

ウェルネオシュガーは本合併に際して対価の交付は行わず、また本合併によりウェルネオシュガーの資本金及び準備金は増加いたしません。同社は当社の発行済株式の全てを所有しているため、当社はかかる取扱いが相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権者に対して交付する対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 計算書類等の内容

ウェルネオシュガーの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙Ⅱのとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

該当事項はありません。

7. 効力発生日後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生時点におけるウェルネオシュガーの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後における同社の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本合併の効力発生日後における同社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

8. 本書面の備置開始以降に上記事項に変更が生じた場合は、当該変更後の事項を直ちに本書面に追加します。

以上

別紙 I

合 併 契 約 書

ウェルネオシュガー株式会社（以下「甲」という。）および東洋精糖株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」という。）を行う。

第 2 条（商号および住所）

吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は次のとおりである。

（甲）吸収合併存続会社

商号 ウェルネオシュガー株式会社

住所 東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号

（乙）吸収合併消滅会社

商号 東洋精糖株式会社

住所 東京都中央区日本橋富沢町 12 番 20 号

第 3 条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 10 月 1 日とする。
但し、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲および乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第 4 条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第 5 条（資本金および準備金の額に関する事項）

本合併に際して甲の資本金および準備金の額は増加しない。

第 6 条（合併承認決議）

- 1 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認および本合併に必要な事項に関する決議を行うことを要する。
- 2 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

第 7 条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産負債ならびにこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの事業を執行するものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ契約当事者間で協議の上、これを実行する。

第9条（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、契約当事者の資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、契約当事者間で協議の上、合併の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、各自が記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2026年5月22日

甲 東京都中央区日本橋小網町14番1号
ウェルネオシュガー株式会社
代表取締役社長 山本 貢司

乙 東京都中央区日本橋富沢町12番20号
東洋精糖株式会社
代表取締役社長執行役員 三木 智之

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況

売上収益	営業利益	税引前利益	親会社の所有者に 帰属する当期利益
112,904 百万円 前期比16.3%増 	10,324 百万円 前期比25.8%増 	9,764 百万円 前期比14.1%増 	6,472 百万円 前期比12.6%増 

(1) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社10社および関連会社12社により構成されております。

主要な事業内容は以下のとおりであります。

[Sugarセグメント]

- ・精製糖事業：主に砂糖を製造・販売しております。

[Food&Wellnessセグメント]

- ・フードサイエンス事業：主に機能性素材やその他甘味料等を製造・販売しております。
- ・フィットネス事業：主にフィットネスクラブを運営しております。

(2) 当事業年度の事業の状況

当社グループは、2020年3月期より国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。

前連結会計年度において、東洋精糖株式会社を当社の連結子会社としており、取得原価の配分が完了していなかったため暫定的な会計処理を実施しておりましたが、当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われたことに伴い、前連結会計年度に係る各数値および前期比増減率について反映後の数値にて計算しております。

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済につきましては、雇用・所得環境の改善に支えられ、景気は緩やかな回復基調を維持しました。一方で、不安定な国際情勢や為替変動影響等から、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当連結会計年度の業績は、前連結会計年度末より東洋精糖株式会社を連結子会社化したことなどから、売上収益は112,904百万円（前期比16.3%増）、営業利益は10,324百万円（同25.8%増）となりました。税引前利益は9,764百万円（同14.1%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は6,472百万円（同12.6%増）となりました。

（注）本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

Sugarセグメント

売上構成比

86%

主要な事業内容

砂糖の製造・販売

■ 売上収益

96,712 百万円

前期比15.4%増 

■ セグメント利益

11,084 百万円

前期比18.9%増 

■ 海外原糖市況（ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限））

	日 付	セント/ポンド	円/kg	為替 (円/ドル)
始値	2025年4月1日	18.89	62.81	150.82
高値	2025年4月2日	19.63	65.28	150.84
安値	2026年3月5日	13.61	47.29	157.60
終値	2026年3月31日	15.52	55.05	160.88

(注) 1 ポンドは約0.4536kgとして換算し、為替は当日の三菱UFJ銀行直物為替公表TTSによっています。

海外原糖市況につきましては、1 ポンド当たり18セント台後半で始まり、今期最高値となる19セント台半ばまで上昇しました。その後、米国の相互関税政策の発表による世界景気に対する不透明感や、主要生産国の増産見込み等から今期最安値となる13セント台半ばまで下落したものの、中東情勢悪化に伴い上昇し15セント台半ばで 当連結会計年度を終了しました。

国内精糖市況（日本経済新聞掲載、東京）につきましては、上白糖 1 kg 当たり249円～251円で始まり、海外原糖市況の下落等を受け、11月に8円値下がりし、上白糖 1 kg 当たり241円～243円で当連結会計年度を終了しました。

このような状況のもと、業務用製品の販売量は、飲料や調味料向けの減少があったものの、東洋精糖株式会社の連結により前連結会計年度を上回りました。家庭用製品の販売量は、当社独自製品の「きび砂糖」の出荷が好調に推移したこと等から前連結会計年度を上回りました。利益面においては、東洋精糖株式会社の連結等から増益となりました。

以上の結果、Sugarセグメント合計の売上収益は96,712百万円（前期比15.4%増）、セグメント利益は11,084百万円（同18.9%増）となりました。



Food&Wellnessセグメント

売上構成比

14%

主要な事業内容

機能性素材、その他甘味料等の製造・販売
フィットネスクラブの運営

売上収益

16,192 百万円
前期比22.0%増 

セグメント利益

118 百万円
前期比-1%増 



2025年10月開催「食品開発展2025」（東京ビッグサイト）
CI（サイクロデキストラン）、ケストース、ガラクトオリゴ糖を展示

Food&Wellnessセグメントは、主にフードサイエンス事業とフィットネス事業により、幅広い場面で活用される多様な機能性素材・サービスを提供しています。

フードサイエンス事業につきましては、当社独自製品の「沖縄・奄美のきびオリゴ」（フラクトオリゴ糖）は安定的な出荷を継続しており、「カップオリゴ」（ガラクトオリゴ糖）とCI（サイクロデキストラン）は美浜バイオプラントにおける増産体制を整備しました。東洋精糖株式会社におけるルチン・ヘスペリジン等の機能性食品素材の製造・販売も堅調に推移しています。ツキオカフィルム製菓株式会社では、コスト上昇に対する売価への反映を進めたこと等から増収増益となりました。

フィットネス事業につきましては、子ども向けスクール事業の広告宣伝手法の改善、スクール生の受入態勢の拡充に取り組んでいます。会費収入は堅調に推移したものの、前連結会計年度において店舗の閉鎖を実施した影響により減収となりました。一方、当連結会計年度において不採算店舗の減損を実施したものの、前連結会計年度においても不採算店舗の減損を実施していたことにより増益となりました。

倉庫事業につきましては、港湾運送において輸入合板の取扱量が増加したこと等から増収増益となりました。

以上の結果、Food&Wellnessセグメント合計の売上収益は16,192百万円（前期比22.0%増）、セグメント利益は118百万円（前期はセグメント損失16百万円）となりました。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、4,362百万円となりました。

Sugarセグメントにおける設備投資の総額は、3,070百万円となりました。その主なものは、当社中部工場（愛知県碧南市）の生産設備新規投資・維持更新1,754百万円、当社九州工場（宮崎県日向市）における生産設備維持更新406百万円、当社関西工場（大阪市城東区）の生産設備維持更新359百万円です。

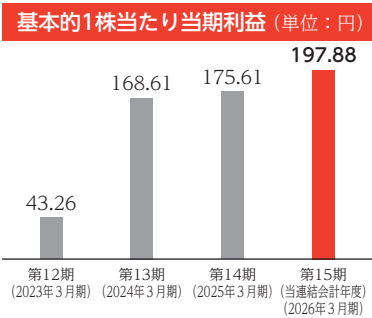
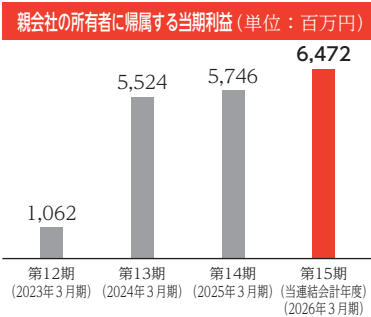
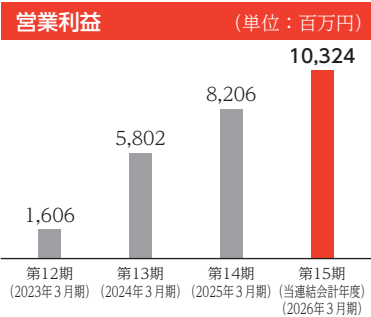
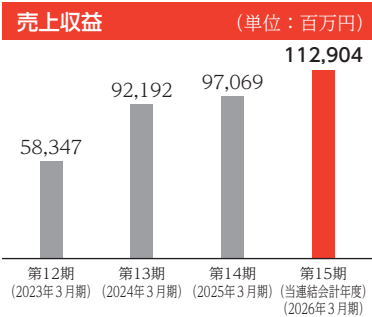
Food&Wellnessセグメントにおける設備投資の総額は、1,291百万円となりました。その主なものは、当社美浜バイオプラント（千葉市美浜区）のCI（サイクロデキストラン）生産設備新規投資413百万円・カップオリゴ（ガラクトオリゴ糖）生産設備新規投資28百万円、東洋精糖株式会社（東京都中央区）の機能性素材の新工場建設投資428百万円です。

なお、当連結会計年度の設備投資は、自己資金により実施いたしました。

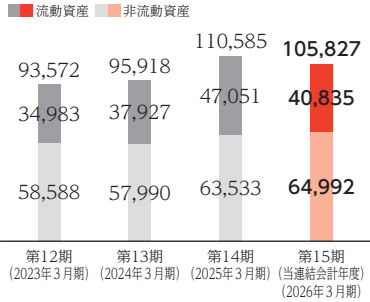
(3) 財産および損益の状況

区分		IFRS			
		第12期 (2023年3月期)	第13期 (2024年3月期)	第14期 (2025年3月期)	第15期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上収益	(百万円)	58,347	92,192	97,069	112,904
営業利益	(百万円)	1,606	5,802	8,206	10,324
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	1,062	5,524	5,746	6,472
基本的1株当たり当期利益	(円)	43.26	168.61	175.61	197.88
資産合計	(百万円)	93,572	95,918	110,585	105,827
資本合計	(百万円)	68,264	71,107	74,586	77,197
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	2,083.71	2,170.25	2,247.83	2,357.99

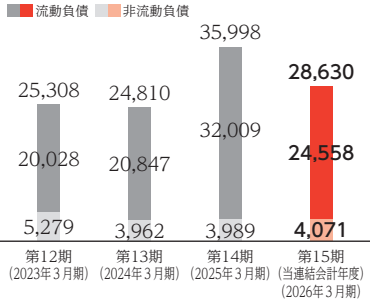
- (注) 1. 当社は2023年1月1日付で、当社を株式交換完全親会社、伊藤忠製糖株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換により経営統合を実施いたしました。本経営統合により、第12期(2023年3月期)以降の損益が大幅に変動しております。
2. 第14期(2025年3月期)に企業結合に係る暫定的な会計処理を行っていましたが、第15期(2026年3月期)において、暫定的な会計処理の確定を行いました。これに伴い、第14期(2025年3月期)に係る各数値については、確定した内容を反映させております。



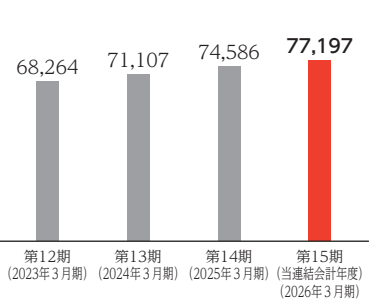
資産合計 (単位：百万円)



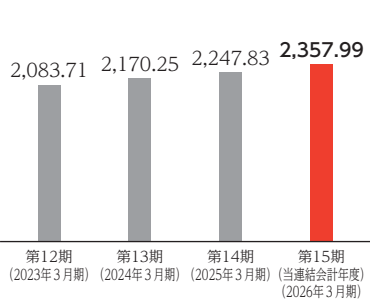
負債合計 (単位：百万円)



資本合計 (単位：百万円)



1株当たり親会社所有者帰属持分 (単位：円)



(4) 重要な親会社および子会社等の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
東 洋 精 糖 株 式 会 社	2,904	100	砂糖および機能素材の製造、販売
ト ー ハ ン 株 式 会 社	100	100 (100)	砂糖および機能素材の販売
新 豊 食 品 株 式 会 社	90	100	砂糖等の加工および包装
日 新 サ ー ビ ス 株 式 会 社	90	100	合成樹脂等の販売
シー・アンド・エス・サービス株式会社	10	100	中部工場内の設備点検、管理
ツキオカフィルム製薬株式会社	30	100	箔押製品・食用純金箔製品・可食フィルム製品の開発、製造、販売
株式会社日新ウエルネス	90	100	フィットネスクラブの運営
ニューポート産業株式会社	900	100	冷蔵倉庫・港湾運送業の運営

- (注) 1. 出資比率の()内は、間接出資割合を内数で記載しております。
2. 当社は、2025年10月1日に、第一糖業株式会社を吸収合併いたしました。
3. 東洋精糖株式会社は、2025年6月4日を効力発生日として株式併合を実施し、これにより、同社およびその子会社であるトーハン株式会社は、当社の完全子会社となりました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
新 東 日 本 製 糖 株 式 会 社	6,174	50.0	砂糖の製造
太 平 洋 製 糖 株 式 会 社	1,950	33.3 (33.3)	砂糖の製造
新 光 糖 業 株 式 会 社	300	50.0	国産分蜜糖の製造、販売
南 栄 糖 業 株 式 会 社	98	40.2	原料用粗糖の製造、販売
久 米 島 製 糖 株 式 会 社	100	34.8	原料用粗糖の製造、販売
新 中 糖 産 業 株 式 会 社	457	28.9	不動産の賃貸および取引
宮 古 製 糖 株 式 会 社	380	25.2 (25.2)	原料用粗糖の製造、販売
衣 浦 埠 頭 株 式 会 社	200	29.0	原料糖・穀物の荷役、保管
衣浦ユーティリティー株式会社	480	28.0	蒸気・電気・用水の供給、排水の処理、 役務の提供
ツルヤ化成工業株式会社	100	20.0	甘味料を中心とした添加物、各種食品 素材、健康食品、高機能性食品等の 製造および販売

(注) 出資比率の () 内は、間接出資割合を内数で記載しております。

④ その他の重要な企業結合の状況

伊藤忠商事株式会社は、当社の議決権を37.1%所有しており、また住友商事株式会社は、当社の議決権を24.9%所有しております。当社は両社の持分法適用の関連会社であります。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、消費の持ち直しや雇用・所得環境に改善の動きが見られる一方で、地政学リスクの高まりや国際情勢の緊張の長期化に伴い、エネルギー価格の高騰、サプライチェーンへの影響、為替変動等が続いており、2026年度においても先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、2026年10月1日付で当社を存続会社とし、連結子会社である東洋精糖株式会社を吸収合併する予定です。本合併を通じ、事業基盤の拡充を図るとともに、競争力の強化および最適なサプライチェーンの構築を推進し、わが国の精製糖業界におけるリーディングカンパニーとして、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

【中期経営計画の進捗状況】

当社グループは、2024年度を初年度とする中期経営計画「WELLNEO Vision 2027」（2024年4月～2028年3月）に取り組んでおります。この中期経営計画では、4つの重点戦略（①Food&Wellnessの事業拡大②Sugarの基盤強化③人的資本経営の推進④サステナビリティ経営の推進）を推進し、最終年度となる2028年3月期の経営目標を、営業利益（＋持分法による投資損益）10,100百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益7,000百万円、ROE9％としております。2年目となる当連結会計年度におきましては、営業利益（＋持分法による投資損益）9,743百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益6,508百万円、ROE8.6％となっております。

引き続き経営目標の達成に向けて4つの重点戦略を推進し、当社を取り巻く様々なステークホルダーの“Well-being”の実現を目指してまいります。

①Food&Wellnessの事業拡大

Food&Wellnessセグメントは、健康増進を通じた人々の生活の質の向上への貢献を目指し、フードサイエンス事業とフィットネス事業の両輪で、多岐にわたる機能性素材とサービスを提供してまいります。

特にフードサイエンス事業においては、腸内・口腔環境を整えるフローラデザイン素材や、天然素材を基盤とした糖転移技術による機能性素材を展開しております。これらのユニークな素材を強みに、新規用途開発を進めるとともに、お客様の課題解決に貢献するソリューションを提供することで、将来的にはSugarセグメントに次ぐ新たな収益の柱へと成長させることを目指します。

生産能力増強と安定供給体制の確立はこの成長戦略の要であります。既に2025年4月からは美浜

バイオプラント（千葉市美浜区）で「カップオリゴ」（ガラクトオリゴ糖）の本格生産を開始しており、2026年4月からは同プラントでCI（サイクロデキストラン）の生産も開始いたしました。さらに、2026年10月に吸収合併を予定している東洋精糖株式会社においても、需要拡大を見据え、機能性素材の新工場建設が始まっており、2027年4月の本格稼働に向けて工事は順調に進捗しております。

これらの安定供給体制の確保に加え、機能性素材事業を統括する組織体制を刷新し、グループの知見を最大限に活用できる強固な事業基盤を構築してまいります。吸収合併により新たな高付加価値素材をラインアップに加えることで、より広範なユーザーニーズに対応し、フードサイエンス事業を当社の成長エンジンとして強力に推進してまいります。

機能性素材のラインアップ



CI(サイクロデキストラン)

- ✓ 世界で当社のみが製造する口腔ケアのできるオリゴ糖



ガラクトオリゴ糖

- ✓ 母乳に含まれるオリゴ糖で整腸作用や生活習慣病の予防が期待される



ルチン

- ✓ 蕎麦やエンジュに含まれ、毛細血管の強化、眼精疲労の軽減に寄与



ヘスペリジン

- ✓ 柑橘類に含まれ、血流の改善やむくみの低減に作用する



フラクトオリゴ糖

- ✓ 果物や野菜等に含まれるオリゴ糖で善玉菌を増やす効果がある



ケストース

- ✓ フラクトオリゴ糖の一種で、腸内環境の改善効果や炎症抑制作用がある



グリセリルグルコシド

- ✓ 植物に微量に含まれる成分で、美白や保湿に効果がある



ゆずポリフェノール

- ✓ 柑橘類からとれるポリフェノールで、果汁感の向上や甘酸味の改善に寄与

連結子会社であるツキオカフィルム製薬株式会社の「可食フィルム」は、医薬品分野での採用やプラスチック代替としての活用が進んでおります。

フィットネス事業では、会員数は増加傾向にあるものの、競合サービスの台頭等、業態の多様化が進み経営環境は依然として厳しい状況にあります。顧客ニーズにあわせた健康・からだづくりの場の提供を行うとともに、集客促進のための広告宣伝も実施し、総合型店舗における子ども向けスクール事業の強化と採算を重視した経営に努め、早期の業績回復を目指してまいります。

②Sugarの基盤強化

国内砂糖消費量は、家庭内調理機会の減少等の需要減を、インバウンドの拡大による土産菓子、外食関係向け等の需要増が補う傾向が継続しており、全体として底堅く推移しています。海外原糖市況につきましては、世界需給が緩和傾向にあることから軟調地合いとなっておりますが、国際情勢の緊張化により非常に不安定な状況となり、金融市場と共に先行きは不透明であります。

当社グループとしては、消費者の皆様に対して、生活必需品である安全な砂糖を安定的に供給することで社会的責任を果たしていくことを最優先に取り組みながら、有利な条件での原料調達やコスト上昇に対する売価への反映を進め、採算性を重視したオペレーションに努めてまいります。基幹システムの統合によるデータ利活用基盤の整備・高度化や生産性の向上、「きび砂糖」をはじめとする高付加価値品の商品力・販売力の強化に加え、今般の東洋精糖株式会社の吸収合併による更なるシナジー発揮に向け、全国5生産拠点体制の下、調達・生産・物流・営業面での最適化をはじめとする各種施策を深化させ、効率化を推進してまいります。今後も予想される業界再編の動きにも適切に対応できるよう、引き続き、経営効率と経営品質の向上に取り組んでまいります。

砂糖の製造拠点



③人的資本経営の推進

当社グループでは、従業員の思いを叶えながら、当社らしい価値創出のストーリーを示す人的資本経営を推進しております。会社と個の共創が成果を創出し、多様な人材から「選ばれる企業」になるという考えのもと、個の能力を最大限に引き出し、企業価値を向上させることで、働きがいのある職場の実現（エンゲージメントの向上）により、従業員の“Well-being”を目指してまいります。具体的には、挑戦を促す企業文化の醸成、個の成長・自律支援の促進、およびHR-Techを活用した人的資本経営の基盤整備を推進することにより、経営戦略と人材戦略を連動させ、当社グループの持続的成長につなげていきます。

④サステナビリティ経営の推進

当社グループでは、サステナビリティ経営の推進は、それ自体が企業の持続可能性と経営品質の向上につながるものと考えております。そのため、「公正で透明性の高い経営」「事業を通じたステークホルダーへの貢献」「お客様への満足と安心の提供」といった健全な企業姿勢を貫きながらサステナビリティに関する活動に取り組むことで、当社グループの持続可能性を高め、企業価値の向上を目指してまいります。

当社グループは、これまでに社会課題および事業上の課題を抽出したうえで5つのマテリアリティ（重要課題）を特定し、それぞれのKGI（Key Goal Indicator）および2030年度中期目標を設定いたしました。当社では現在、サステナビリティ推進委員会の傘下にマテリアリティ毎に分科会を設置し、業務執行部門だけでなく有志の手挙げメンバーが分科会に参画する形で、様々な見地から多様な意見を集い、全社目線で議論を交わしながら各種課題の解決に向けたアクションプランを立案・実行しております。そして、2025年5月、マテリアリティに基づく2030年度までの中期的な行動目標として「サステナブル・ビジョン2030」を策定し、CO2排出量の削減や事業上の人権侵害リスク低減に関するアクションプランや目標等を掲げて、当社グループが一丸となって社会課題の解決に向けて取り組む姿を社内外に対して公開いたしました。

このように、当社グループでは、環境や社会に対する責任を自覚して各種社会課題に真摯に向き合いながら、社会的価値と経済的価値を両立する事業を展開し、全てのステークホルダーの皆様とともに持続可能な社会の実現と企業価値の向上を引き続き目指してまいります。

SUSTAINABLE VISION 2030



今後も社会環境、事業環境の変化を適切に捉えながら、ガバナンス体制の強化、既存事業の成長と事業領域の拡大を着実に進め、強固な経営基盤を構築することにより、プライム市場の上場企業として、更なる企業価値向上に努めてまいります。

※2026年5月27日に「2026年3月期決算・中期経営計画説明会」の詳細資料を公表いたしました。

上記資料は当社ウェブサイトに掲載しております。

以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.wellneo-sugar.co.jp/ir/library/explain/>

トピックス① 健康経営優良法人2026（大規模法人部門）に認定されました

2026年3月、当社の健康経営の取組みが評価され、経済産業省および日本健康会議が運営する健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定されました。

健康経営優良法人認定制度は、特に優良な健康経営を実践している法人を「見える化」することで、従業員・求職者・株主・消費者・取引先等のステークホルダーから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度です。当社はこれからも、従業員が楽しくいきいきと働ける職場環境づくりに取り組みながら、健康維持・増進を支える制度や環境をさらに充実させることで、持続的に活力ある組織づくりを進めてまいります。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



トピックス② 国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）を取得いたしました

2026年4月、国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）を取得いたしました。

レジリエンス認証は、内閣官房国土強靱化推進室が創設した制度であり、自然災害や事故、サイバー攻撃等の障害発生時に、事業を継続し、速やかに回復するための取組みや体制（事業継続計画、危機管理体制、従業員の安全確保、重要業務の維持等）を、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会が評価・認証するものです。

今回の取得は、日頃からの定期的な設備点検・安全確認、緊急時の連絡体制の整備、安否確認・避難等の各種訓練、BCP机上演習等の取組みが評価されたものです。

今後も事業継続に関する計画的な取組みの継続により、事業継続体制をさらに強化し、社会全体の安全、強靱化に貢献してまいります。



2 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 90,000,000株
② 発行済株式の総数 32,800,095株（自己株式2,139株を含む）
③ 株主数 43,080名
④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
伊藤忠商事株式会社	12,145,500	37.0
住友商事株式会社	8,139,381	24.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,283,300	3.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	417,600	1.3
JP MORGAN CHASE BANK 385781	180,561	0.6
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	175,501	0.5
日本生命保険相互会社	154,838	0.5
むさし証券株式会社	153,100	0.5
関 定夫	138,500	0.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	123,547	0.4

（注） 1．当社は、自己株式を2,139株保有しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	2,621株	3名

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	仲野真司	
代表取締役社長	山本貢司	
取締役常務執行役員	小西正人	内部監査室担当
取締役執行役員	伊藤成人	人事部・経営企画部担当
取締役	飯塚佳都子	シティユーワ法律事務所パートナー 株式会社ユシロ社外取締役（監査等委員）
取締役	藤原浩	
取締役	山東理二	日東工器株式会社社外取締役
取締役	南勝之	住友商事株式会社ライフスタイルグループ食料SBU長
取締役	太田晋二	伊藤忠商事株式会社砂糖・コーヒー・乳製品部長
常勤監査役	今井秀明	
常勤監査役	浅岡香保里	
監査役	和田正夫	和田公認会計士事務所代表
監査役	成瀬圭珠子	抜弁天法律事務所代表弁護士 株式会社鳥羽洋行社外取締役 株式会社イムラ社外監査役

- （注）1. 取締役 飯塚佳都子氏、取締役 藤原浩氏、取締役 山東理二氏、取締役 南勝之氏および取締役 太田晋二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 和田正夫氏および監査役 成瀬圭珠子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 飯塚佳都子氏および監査役 成瀬圭珠子氏は、弁護士資格を有しております。
4. 監査役 和田正夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役 飯塚佳都子氏、取締役 藤原浩氏および取締役 山東理二氏ならびに監査役 和田正夫氏および監査役 成瀬圭珠子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2025年6月26日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって大久保亮氏は取締役を退任いたしました。
7. ユシロ化学工業株式会社は2025年4月1日に株式会社ユシロに社名変更いたしました。
8. 監査役 成瀬圭珠子氏は、2025年9月4日付で株式会社ウィザスの社外監査役を退任いたしました。
9. 2026年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
- なお、※の執行役員は取締役を兼任しております。

※執行役員社長 山本 貢司
※常務執行役員 小西 正人 （内部監査室担当）
執行役員 山口 康雄 （経営企画部担当）
※執行役員 伊藤 成人 （人事部・経営企画部担当）
執行役員 大場 健司 （財務部担当）

執行役員	安西	浩樹	(ネオ機能性素材部担当)
執行役員	飯塚	裕之	(総務部担当)
執行役員	三枝	恵	(営業本部長)
執行役員	砂坂	静則	(生産本部長)
執行役員	平林	克樹	(営業本部長代行)
執行役員	杉浦	和彦	(生産本部長代行)
執行役員	赤木	正樹	(九州エリア総括担当)
執行役員	三木	智之	(東洋精糖株式会社 代表取締役社長執行役員)

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

- ・ 当社および当社の全ての子会社の全ての取締役、監査役および執行役員
- ・ 当社から当社子会社以外の非上場会社に、取締役として出向する者および監査役として出向する者

ロ. 当該保険契約の内容の概要

被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により保険会社が補填するもので、1年毎に契約更新しており、保険料については当社および当社の全ての子会社が全額負担しております。

当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬			
			金銭報酬	非金銭報酬		
				業績賞与	事後交付型RS	
取締役 (うち社外取締役)	235 (40)	148 (40)	72 (一)	1 (一)	12 (一)	10名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	48 (11)	48 (11)	— (一)	— (一)	— (一)	5名 (2名)
合計 (うち社外役員)	284 (52)	197 (52)	72 (一)	1 (一)	12 (一)	15名 (7名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額（譲渡制限付株式報酬を除く）は、2023年6月28日開催の第12回定時株主総会において固定報酬の他、業績連動報酬（役員賞与）も含めた上限額として年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）であります。なお、業績連動報酬（役員賞与）の額は、当該事業年度において、複数の業績評価指標について目標値等を設定しており、それらに対する目標達成度を基準にして決定されるため、業績確定前による見込額が含まれております。
2. 監査役の報酬限度額は、2025年6月26日開催の第14回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。
3. 2024年6月26日開催の第13回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、各事業年度を業績評価期間（以下「対象期間」といいます。）として、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式を割り当てる、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「業績連動事後交付型RS制度」といいます。）の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動事後交付型RS制度に基づく譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は41百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は32,000株であります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）であります。
4. 2025年6月26日開催の第14回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭報酬として、2020年6月25日開催の第9回定時株主総会において導入が決議された譲渡制限付株式報酬制度および業績連動事後交付型RS制度に代わり、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「RS信託制度」といいます。）の導入が決議されました。
- RS信託制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が取締役（社外取締役を除く）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式（1ポイント＝1株）が、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付した状態で、本信託を通じて取締役（社外取締役を除く）に対して交付される株式報酬制度です。
- 取締役（社外取締役を除く）に付与されるポイントは、各事業年度を業績評価期間（以下「対象期間」といいます。）として、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて決定されます。また、RS信託制度の当初の対象期間は、2026年3月31日に終了する事業年度から2028年3月31日に終了する事業年度までとし、当該期間（3事業年度）において当社が拠出する当社株式の取得資金は150百万円以内、取締役（社外取締役を除く）に対して付与されるポイント総数の上限は

1 事業年度当たり30,000ポイント以内と決議いただいております。当該株主総会終結後の取締役の員数は9名（うち社外取締役5名）であります。

なお、R S 信託制度に基づく報酬は、当事業年度における業績等の数値目標等の達成度合いに応じて決定されるため、業績確定前につき見込額としております。

5. 当事業年度末日現在の取締役は9名（うち社外取締役は5名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

ロ. 取締役の個人別報酬等の決定方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議したうえで、適宜、取締役会において同決定方針の改正を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役および代表取締役で構成する任意の指名・報酬委員会（以下「指名・報酬委員会」といいます。）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、その役割と責務および当社の業績等を勘案して決定するものとし、株主との価値共有、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系とします。

また、報酬の水準は、外部専門機関の調査データを活用し、同業他社や我が国における同程度の規模の主要企業の水準等を勘案し、業績に見合った水準とします。

取締役の報酬体系

取締役（社外取締役を除く）と社外取締役の報酬体系は、別体系とします。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与、譲渡制限付株式報酬で構成し、社外取締役の報酬は固定報酬である基本報酬のみとします。なお、当該譲渡制限付株式報酬は、2025年度以降の業績評価期間からRS信託制度のみとします。

(基本報酬)

基本報酬は、その月額について、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の報酬額を基準に、指名・報酬委員会において、業績のほか当社従業員給与水準との格差や他企業の役員報酬水準を勘案したうえで策定した答申案に基づき、株主総会で承認された報酬総額の限度内で取締役会の決議によりその総額を決定します。

個人別の基本報酬額については、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役が、指名・報酬委員会の答申案に基づき決定し、その額について毎月支給します。

(業績連動報酬である賞与)

業績連動報酬である賞与は、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の標準

賞与額を基準に、指名・報酬委員会において、当該期の業績達成度および中期経営計画の達成状況等を評価したうえで答申案を策定し、株主総会で承認された報酬総額の限度内で取締役会の決議により、その総額を決定します。

個人別の業績連動報酬である賞与額については、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役が、指名・報酬委員会の答申案に基づき決定し、その額について業績連動報酬賞与として毎期7月に支給します。

(業績連動報酬である譲渡制限付株式報酬)

1. 業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（2025年3月31日に終了する事業年度のみ適用）

業績連動報酬である事後交付型譲渡制限付株式報酬の額は、一事業年度を業績評価期間として、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の株式報酬基準額を基礎に、指名・報酬委員会において、業績評価期間における取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて検討し、株主総会で承認された業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬総額の限度内で、取締役会の決議によりその総額を決定します。また、割り当てる株式は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事項等の定めに服する当社普通株式とします。

取締役（社外取締役を除く）に割り当てる本制度に基づく株式数については、前記方法で決定した業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の総額を、その処分に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値で除した数の株式について、指名・報酬委員会において検討したうえで、取締役会の決議によりその総数を決定します。

個人別の割当て株式数については、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役が、指名・報酬委員会の答申案に基づき決定し、割り当てます。

なお、取締役（社外取締役を除く）は、当社と業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約を締結し、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資することで、譲渡制限付株式の交付を受けることとし、譲渡制限の期間は、当該株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの期間（退任と同時に再任する場合を除きます。）とします。

2. 業績連動型株式報酬制度（RS信託制度）（2026年3月31日に終了する事業年度より適用）

業績連動報酬である譲渡制限付株式報酬として、取締役（社外取締役を除く）に対して付与する業績連動型株式報酬制度（以下「RS信託制度」といいます。）にかかるポイントの数は、株式交付規程に基づき、各事業年度を業績評価期間として、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の基礎金額を基礎に、指名・報酬委員会において、業績評価期間における取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて検討し、株主総会で承認されたポイント総数の限度内（1事業年度当たり30,000ポイントを上限）で、取締役会の決議によりその総数を決定します。

個人別の付与ポイント数については、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役が、指名・報酬委員会の答申案に基づき決定します。

取締役（社外取締役を除く）は、原則として信託期間中の毎事業年度、譲渡制限契約を当社と締結すること、およびその他所定の手続きを経ることを条件として、RS信託制度において設定された信託（以下「本信託」といいます。）の受益権を取得し、各業績評価期間の翌期8月に、1ポイントを1株として、当該ポイント数に相当する数の当社普通株式の交付を本信託から受けます。

譲渡制限の期間は、本制度により交付を受けた当社株式の交付日から当社の役員を退任する日

（「退任」とは、当社の取締役および当社との委任契約を締結している執行役員のいずれの地位でもなくなることをいいます。）までの期間とします。

なお、当社は取締役会の決定により、３事業年度以内の期間を定めて本制度を延長することができます。

（基本報酬、業績連動報酬である賞与および譲渡制限付株式報酬の構成割合）

基本報酬、業績連動報酬である賞与および譲渡制限付株式報酬の構成割合は、当社「取締役の報酬に関する基本方針」を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の動機付けのため、報酬の構成割合が、より健全かつ適切なインセンティブの設定となるように、指名・報酬委員会において検討・策定した答申案に基づき、取締役会の決議により決定します。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会の決議により代表取締役会長・社長に委任します。委任された代表取締役会長・社長は、指名・報酬委員会の答申案に基づき個人別報酬額等を決定します。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所のパートナーおよび株式会社ユシロの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 山東理二氏は、日東工器株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 南勝之氏は、住友商事株式会社の従業員であり、当社と同社との間には原材料の購入等の取引関係、ならびに同社が当社の議決権の24.9%を所有する資本関係があります。
- ・取締役 太田晋二氏は、伊藤忠商事株式会社の従業員であり、当社と同社との間には原材料の購入等の取引関係、ならびに同社が当社の議決権の37.1%を所有する資本関係があります。
- ・監査役 和田正夫氏は、和田公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 成瀬圭珠子氏は、抜弁天法律事務所の代表弁護士、株式会社鳥羽洋行の社外取締役および株式会社イムラの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 飯塚佳都子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました（ほか1回の書面決議有り）。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独立した立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度に開催された当該委員会3回の全てに出席し（ほか1回の書面決議有り）、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 藤原浩	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました（ほか1回の書面決議有り）。グローバル企業の経営経験や豊富な見識と卓越した経営能力を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、企業経営者の経験や見識に基づき、多角的な視点からの適切な助言や実効性の高い監督を行うなど、重要な役割を果たしております。 さらに、指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度に開催された当該委員会3回の全てに出席し（ほか1回の書面決議有り）、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 山東理二	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました（ほか1回の書面決議有り）。企業経営やグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、企業経営者の経験や見識に基づき、多角的な視点からの適切な助言や実効性の高い監督を行うなど、重要な役割を果たしております。 さらに、指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度に開催された当該委員会3回の全てに出席し（ほか1回の書面決議有り）、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 南勝之	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました（ほか1回の書面決議有り）。総合商社でのグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、妥当性・適正性等の視点で意見交換、協議を推進するなど、重要な役割を果たしております。

	活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 太田晋二	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました（ほか1回の書面決議有り）。総合商社での担当分野における豊富な経験と高い見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、妥当性・適正性等の視点で意見交換、協議を推進するなど、重要な役割を果たしております。
監査役 和田正夫	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し（ほか1回の書面決議有り）、監査役会18回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 成瀬圭珠子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し（ほか1回の書面決議有り）、監査役会18回のうち16回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自した立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。

事業報告

主要な事業所および工場等（2026年3月31日現在）

① 当社

名称		所在地
本社		東京都中央区
工場等	千葉工場	千葉県千葉市美浜区
	中部工場	愛知県碧南市
	関西工場	大阪府大阪市城東区
	九州工場	宮崎県日向市
	千葉物流センター	千葉県千葉市美浜区
営業所	沖縄ラボ	沖縄県うるま市
	仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区
	大阪営業所	大阪府大阪市城東区
	広島営業所	広島県広島市東区
	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
	南九州営業所	宮崎県日向市

② 子会社

会社名	所在地
東洋精糖株式会社	東京都中央区
トーハン株式会社	東京都中央区
新豊食品株式会社	千葉県千葉市美浜区
日新サービス株式会社	東京都中央区
シー・アンド・エス・サービス株式会社	愛知県碧南市
ツキオカフィルム製薬株式会社	岐阜県各務原市
株式会社日新ウエルネス	東京都中央区
ニューポート産業株式会社	千葉県千葉市美浜区

③ 関連会社

会社名	所在地
新東日本製糖株式会社	千葉県千葉市美浜区
太平洋製糖株式会社	神奈川県横浜市鶴見区
新光糖業株式会社	鹿児島県熊毛郡
南栄糖業株式会社	鹿児島県大島郡
久米島製糖株式会社	沖縄県久米島町
新中糖産業株式会社	沖縄県中頭郡
宮古製糖株式会社	沖縄県宮古島市
衣浦埠頭株式会社	愛知県碧南市
衣浦ユーティリティー株式会社	愛知県碧南市
ソルヤ化成工業株式会社	山梨県韮崎市

(ご参考) 株式会社日新ウエルネスが運営する主なスポーツクラブ

【ドゥ・スポーツプラザ】総合フィットネスクラブ

豊洲（東京都江東区）

上里（埼玉県児玉郡）

高崎（群馬県高崎市）

【スポーツクラブエンターテインメントA-1】総合フィットネスクラブ

笹塚（東京都渋谷区）

【BLEDA（ブレダ）】ホットヨガ&コラーゲンスタジオ

上里（埼玉県児玉郡）

伊奈（埼玉県北足立郡）

浦和美園（埼玉県さいたま市）

野田（千葉県野田市）

【DO SMART（ドゥ・スマート）】バジェット型トレーニングジム

野田（千葉県野田市）

本庄（埼玉県本庄市）

【A-1 EXPRESS】24時間ジム

西永福（東京都杉並区）

つつじヶ丘（東京都調布市）

玉川学園前（東京都町田市）

浜田山（東京都杉並区）

桜上水（東京都杉並区）

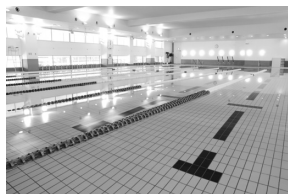
千歳烏山（東京都世田谷区）

代田橋（東京都世田谷区）

【A-1 EXPRESS LIGHT】バジェット型24時間ジム

代田橋（東京都世田谷区）

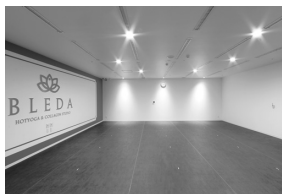
杉並宮前（東京都杉並区）



ドゥ・スポーツプラザ 豊洲店



DO SMART 野田店・
BLEDA 野田店



BLEDA 野田店



スポーツクラブエンター
テインメントA-1 笹塚店

使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
Sugar	478（49）名	13名増（10名減）
Food&Wellness	266（67）名	4名増（13名減）
その他	11（－）名	1名減（－）
合 計	755（116）名	16名増（23名減）

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
450（－）名	73名増（－）	42.3歳	17.8年

- （注）1．使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．使用人数が前連結会計年度末と比べて73名増加したのは、2025年10月1日付で第一糖業株式会社を吸収合併したためであります。

主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	3,700
三井住友信託銀行株式会社	1,630
株式会社みずほ銀行	1,630
碧海信用金庫	1,530

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	74
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

3. 当社の子会社である東洋精糖株式会社及びニューポート産業株式会社は、東陽監査法人が会計監査人となっております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、取締役会の決議により定めた執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。

法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。

取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。会社の業務執行を統括し、業務執行の重要事項の審議・決定機関として、また、株主総会、取締役会に

において審議、決定する経営に係わる重要事項の事前協議を行う機関として、経営会議を設置し、原則として月2回以上開催する。

取締役会および経営会議の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようにする。

職務の合理化およびITの活用を通じて職務の効率化を推進する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的・統括的に管理する体制を確立する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかをチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

ホ. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう、専従スタッフを1名以上置くこととし、専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等について速やかに報告する体制を確立する。

「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定める。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通して緊密な連携を図る体制を確立する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる、「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的に実施する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、研修等を実施し周知徹底する。

B. 運用状況の概要

当社は、上記基本方針に基づき以下の取組みを実施しています。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス委員会を適宜開催することにより、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っているほか、年に1回、子会社を含む各部門のコンプライアンスへの取組状況の調査を実施し、その調査結果に基づき、当社内部監査室による、コンプライアンスの状況の監査を行っています。
 - ロ. 「コンプライアンス規程」において法令違反その他コンプライアンスに反する違反発見者の届出義務を規定するとともに、「内部通報取扱規程」において受付窓口、告発情報の管理および伝達ルートの整備、調査と報告、告発者の保護等について規定しています。社内通報窓口となるコンプライアンス委員会および監査役会各々に「コンプライアンス相談窓口」を、社外通報窓口として外部委託業者の「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。
 - ハ. 取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用しています。
- ニ. 当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を定め、同基準に則り、当社からの独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を3名選任しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を整備しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を整備しています。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに再発防止策を講じることとしています。リスク管理委員会を適宜開催し、種々のリスク発生を未然に防止する策等を検討しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 2026年3月31日現在9名で構成する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。
- ロ. 2026年3月31日現在13名の執行役員が取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の

もと、業務を執行しています。

業務執行の審議・決定機関である経営会議を原則として月２回以上開催し、会社の業務執行を統括し、経営に係る重要事項の事前協議を行っています。

ハ．業務の効率化および合理化を図るため、業務プロセスの見直しを継続的に実施するとともに、各種業務システムの導入・活用等、ITを活用した業務効率化を推進しています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、子会社各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて各社内部統制システムが適正かチェックし、必要に応じて改善等を指示しているほか、当社役員および使用人を子会社役員として派遣または兼任させることにより、業務の適正を確保しています。加えて、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させています。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した内部監査室を設置し、監査計画に基づき、子会社を含めた業務の適正性および経営の妥当性、効率性を監査する内部監査を実施し、監査結果を代表取締役および監査役会に適宜報告しています。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査を支える専従スタッフとして、これら専門分野で実務経験のあるスタッフ１名を配置しています。なお、専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行っています。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、監査役に対し定期的に業務執行状況を報告するとともに、法令に基づく報告義務事項に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況等について、適時かつ適切に報告しています。また、子会社の取締役、監査役等および使用人、ならびにこれらの者から報告を受けた者についても、同様に当社監査役へ報告を行っています。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、監査役会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当期において、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求はありませんでしたが、請求された場合には、原則として速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、常勤監査役と非常勤監査役の間で職務の分担をしたうえで、取締役会、経営会議、その他重要な会議への出席、代表取締役や会計監査人との定期的な会合、内部監査室との定期的な情報交換、取締役等または使用人からの報告聴取、関係資料の閲覧等を通じて、経営の適法性や効率性について監査を実施しています。

ロ．内部監査室は、内部監査の実施内容とその結果について、適宜、監査役（会）に報告を行うことにより、監査役との連携を図っています。監査役と会計監査人は、監査計画（年次）および会計監査結果報告（四半期・期末決算毎）などの会議を定例的に開催するほか、必要に応じて情報交換を行っています。また、内部統制部門である経営企画部および財務部を含む各部署は、監査役と必要に応じて情報交換を行っています。さらに、子会社の監査役は定期的に監査役会で監査結果の報告を行っています。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部監査室が財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性についての評価を実施しています。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

反社会的勢力排除に向けた取組みの基本方針を定め、対応責任部署を中心に対応しています。具体的には、定期的な取引先等に対する反社会的勢力との関連性の有無の確認実施、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入等を実施しています。

会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

附 属 明 細 書

取締役および監査役の兼務の状況の明細

事業報告 ② 会社の現況 (2) 会社役員の状況 ① 取締役および監査役の状況 に
記載のとおりです。

連結計算書類

連結財政状態計算書

科目	第15期 2026年3月31日現在
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	10,461
営業債権及びその他の債権	8,751
その他の金融資産	886
棚卸資産	19,844
その他の流動資産	533
小計	40,477
売却目的で保有する資産	357
流動資産合計	40,835
非流動資産	
有形固定資産	21,315
使用権資産	1,209
のれん	13,553
無形資産	465
持分法で会計処理されている投資	16,283
その他の金融資産	10,338
退職給付に係る資産	1
繰延税金資産	211
営業債権及びその他の債権	25
その他の非流動資産	1,588
非流動資産合計	64,992
資産合計	105,827

(単位：百万円)

科目	第15期 2026年3月31日現在
負債及び資本	
負債	
流動負債	
借入金	10,010
営業債務及びその他の債務	9,058
リース負債	487
その他の金融負債	73
未払法人所得税等	1,903
その他の流動負債	3,025
流動負債合計	24,558
非流動負債	
営業債務及びその他の債務	29
リース負債	902
その他の金融負債	98
退職給付に係る負債	512
引当金	621
繰延税金負債	1,835
その他の非流動負債	71
非流動負債合計	4,071
負債合計	28,630
資本	
資本金	7,000
資本剰余金	31,343
自己株式	△161
その他の資本の構成要素	2,624
利益剰余金	36,391
親会社の所有者に帰属する持分合計	77,197
資本合計	77,197
負債及び資本合計	105,827

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第15期
	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上収益	112,904
売上原価	89,125
売上総利益	23,778
販売費及び一般管理費	12,886
その他の収益	63
その他の費用	631
営業利益	10,324
金融収益	208
金融費用	186
持分法による投資損失	581
税引前利益	9,764
法人所得税費用	3,255
当期利益	6,508
当期利益の帰属	
親会社の所有者	6,472
非支配持分	36
当期利益	6,508

連結持分変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2025年4月1日残高	7,000	31,255	△662	114	1,799
当期利益	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	152	784
当期包括利益合計	—	—	—	152	784
自己株式の取得	—	—	△186	—	—
自己株式の処分	—	2	681	—	—
配当金	—	—	—	—	—
株式報酬取引	—	18	6	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	—	△85
支配継続子会社に対する持分変動	—	65	—	—	—
非金融資産への振替	—	—	—	△142	—
所有者との取引額合計	—	87	500	△142	△85
2026年3月31日残高	7,000	31,343	△161	125	2,498

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	確定給付制度の再測定	合計				
2025年4月1日残高	－	1,914	33,566	73,074	1,512	74,586
当期利益	－	－	6,472	6,472	36	6,508
その他の包括利益	△145	792	－	792	1	793
当期包括利益合計	△145	792	6,472	7,264	37	7,302
自己株式の取得	－	－	－	△186	－	△186
自己株式の処分	－	－	－	683	－	683
配当金	－	－	△3,587	△3,587	－	△3,587
株式報酬取引	－	－	－	24	－	24
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	145	59	△59	－	－	－
支配継続子会社に対する持分変動	－	－	－	65	△1,549	△1,484
非金融資産への振替	－	△142	－	△142	－	△142
所有者との取引額合計	145	△82	△3,647	△3,142	△1,549	△4,691
2026年3月31日残高	－	2,624	36,391	77,197	－	77,197

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……8社

連結子会社の名称……東洋精糖(株)、トーハン(株)、新豊食品(株)、日新サービス(株)、
シー・アンド・エス・サービス(株)、ツキオカフィルム製菓(株)、
(株)日新ウエルネス、ニューポート産業(株)

前連結会計年度において連結子会社でありました第一糖業(株)は2025年10月1日に当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除いています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数……10社

持分法適用会社の名称……新東日本製糖(株)、太平洋製糖(株)、新光糖業(株)、南栄糖業(株)、久米島製糖(株)、
新中糖産業(株)、宮古製糖(株)、衣浦埠頭(株)、衣浦ユーティリティー(株)、
ツルヤ化成工業(株)

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

イ. 当初認識および測定

当社グループは、すべての金融資産を当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTOCI金融資産）、または純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTPL金融資産）に分類しています。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しています。

a. 償却原価で測定する金融資産

当社グループは以下の条件を満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収を保有目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、特定の日に元本および元本残高に対する利息の支払のみのキャッシュ・フローが生じる。

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に取引費用を加算して当初認識し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しています。

b. FVTOCI金融資産

当社グループは原則として資本性金融商品をFVTOCI金融資産に指定しています。

FVTOCI金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動および認識の中止に係る利得または損失をその他の包括利益において認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、当該FVTOCI金融資産の認識の中止に伴い、利益剰余金に振り替えています。FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金については純損益で認識しています。

c. FVTPL金融資産

償却原価で測定する金融資産またはFVTOCI金融資産以外の金融資産は、FVTPL金融資産に分類しています。FVTPL金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動および売却損益は純損益として認識しています。

ロ. 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っています。

ハ、金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。

当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しています。

(2) デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、為替予約を利用しています。為替予約取引は、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しています。

為替予約の公正価値変動額は連結損益計算書において純損益として認識しています。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、公式に指定および文書化を行っています。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目または取引ならびにヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでいます。これらのヘッジは、公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しています。

為替予約をキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しており、為替予約の公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めています。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、その他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えています。為替予約の公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しています。

ヘッジ対象が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識している金額は、非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

ヘッジ指定を取り消した場合、またはヘッジ手段が消滅、終了または行使となった場合、もしくはヘッジ会計に適格ではなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しています。

(3) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における棚卸資産の見積販売価額から、完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定しています。

(4) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去および土地の原状回復費用、および資産計上すべき借入コストが含まれています。

土地および建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

・建物及び構築物	2－60年
・機械装置及び運搬具	2－17年
・工具器具及び備品	2－20年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(5) のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産および引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しています。

のれんの償却は行わず、每期および減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識しています。なお、その後の戻入れは行っていません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

(6) 無形資産（のれんを除く）

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

・ソフトウェア	5年
・商標権	10年

なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(7) リース

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に、使用権資産を取得原価で、リース負債を未払リース料総額の現在価値で測定しています。

使用権資産は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っています。

リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リースおよび原資産が少額のリースについては、使用権資産およびリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法で認識しています。

(8) 非金融資産の減損

棚卸資産および繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれんおよび耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しています。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は戻入れていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れています。

(9) 従業員給付

イ. 退職後給付

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込みまでの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しています。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しています。

確定給付制度が積立超過である場合には、確定給付制度資産の純額を次のいずれか低い方で測定しています。

- ・当該確定給付制度の積立超過額
- ・資産上限額（アセット・シーリング）

ロ. 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。

賞与については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

有給休暇（永年勤続休暇含む）については、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に負債として認識しています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

(11) 収益

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しています。

当社グループは、通常の商取引において提供される商品の販売、サービスおよびその他の販売に係る収益を以下の5ステップアプローチに基づき、認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準、本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりです。

製品および商品販売に係る収益

製品および商品の販売については、引き渡し時点において、顧客が当該製品や商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、上記の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約における履行義務を充足したことにより、当社グループが顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上収益から控除しています。

サービスおよびその他の販売に係る収益

サービスおよびその他の販売に係る収益には、フィットネス事業における会費収入、倉庫事業における出入庫保管料、受託加工などの収益が含まれています。顧客へ移転する事を約束したサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別し、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となるサービスの履行義務の充足を一時点または一定期間にわたり認識しています。

収益の本人代理人の判定

当社グループは、通常の商取引において、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益を顧客から受け取る対価の総額（グロス）で認識するか、または顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額（ネット）で認識するかを判断しています。ただし、グロスまたはネット、いずれの方法で認識した場合でも、営業利益および当期利益に影響はありません。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財またはサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財またはサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としています。当社グループが「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、または充足するにつれて収益をグロスで認識しています。当社グループが「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、または充足するにつれて、特定された財またはサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬または手数料の金額にて収益をネットで認識しています。

ある取引において当社グループが本人に該当し、その結果、当該取引に係る収益をグロスで認識するための判断要素として、次の指標を考慮しています。

- ・当社グループが、特定された財またはサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財またはサービスが顧客に移転される前、または顧客への支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している。
- ・特定された財またはサービスの価格の設定において当社グループに裁量権がある。

(12) 外貨換算

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しています。

期末日における外貨建貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算または決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産、およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しています。

(会計上の見積りに関する注記)

I F R S に準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行っています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

重要な会計上の見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間およびそれ以降の将来の会計期間において認識しています。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断および見積りは以下のとおりです。

(1) 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんおよび無形資産について、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率および将来の成長率等について一定の仮定を設定しています。減損の判定は、社内における評価を行い、経営者が必要と判断する場合は第三者による評価を利用しています。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

イ. 減損損失

当社グループは、減損損失の算定にあたって概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っています。

減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しています。

減損損失の資産種類別の内訳は以下のとおりです。

有形固定資産	106百万円
建物及び構築物	36百万円
機械装置及び運搬具	41百万円
土地	20百万円
その他有形固定資産	7百万円
使用権資産	132百万円
のれん	216百万円
無形資産	10百万円
ソフトウェア	0百万円
その他	10百万円
その他の非流動資産	0百万円
合計	465百万円

当連結会計年度において、主に㈱日新ウエルネスにおいて、各店舗の将来の利益計画の見直しを行った結果、投資の回収が見込まれなくなったため、のれんを含む資金生成単位の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額407百万円を減損損失として認識しました。なお、当該資金生成単位の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前加重平均資本コスト5.12%～5.89%により現在価値に割引いて算定しています。

ロ. のれんの減損テスト

当社グループは、のれんについて、每期および減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しています。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しています。

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しています。

のれんの帳簿価額のセグメント別内訳は以下のとおりです。

Sugarセグメント	12,215百万円
Food&Wellnessセグメント	1,338百万円
合計	13,553百万円

なお、当連結会計年度においてFood&Wellnessセグメントに属する㈱日新ウエルネスののれんに関して減損損失を計上しています。減損の内容および金額については「イ. 減損損失」に記載しています。

(2) 確定給付制度債務の測定

当社グループは、確定給付型を含む様々な退職後給付制度を有しています。これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しています。数理計算上の仮定には、割引率、退職率および死亡率等の様々な変数についての見積りおよび判断が求められます。当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ています。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

確定給付制度債務および制度資産と連結財政状態計算書に計上された確定給付負債および資産の純額との関係は以下のとおりです。

積立型の確定給付制度債務の現在価値	3,165百万円
制度資産の公正価値	△7,198百万円
アセット・シーリングの影響	4,095百万円
小計	62百万円
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	448百万円
確定給付制度債務および制度資産の純額	510百万円
連結財政状態計算書上の金額	
退職給付に係る負債	512百万円
退職給付に係る資産	1百万円
連結財政状態計算書に計上された確定給付負債 および資産の純額	510百万円

(3) 引当金

当社グループは、資産除去債務を引当金として連結財政状態計算書に計上しています。引当金は、期末日における債務に関するリスクおよび不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上しています。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定していますが、予想し得ない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した額は621百万円です。

(4) 法人所得税

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しています。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりです。

繰延税金資産	
従業員給付	477百万円
固定資産	332百万円
リース負債	329百万円
退職給付に係る負債	133百万円
その他	491百万円
合計	<u>1,764百万円</u>
繰延税金負債	
固定資産	△1,523百万円
退職給付に係る資産	△0百万円
その他の金融資産	△1,547百万円
その他	△317百万円
合計	<u>△3,388百万円</u>

(注) 繰延税金負債の固定資産には使用権資産が含まれています。

(5) 金融商品の公正価値

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いています。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

金融商品の公正価値に関連する内容および金額については、「金融商品に関する注記」に記載しています。

(6) 偶発事象

偶発事象は、期末日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示します。

偶発事象の内容については、「連結財政状態計算書に関する注記 (3)偶発事象」に記載しています。

(連結財政状態計算書に関する注記)

(1)資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 0 百万円

(2)有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 28,889百万円

(3)偶発事象

当社グループは、持分法適用会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っています。

持分法適用会社 37百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式	千株	千株	千株	千株
普通株式	32,800	－	－	32,800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,836百万円	56円	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 配当金の総額には、株式需給緩衝信託®が基準日時点で保有する当社株式307,100株に対する配当金を含んでいます。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	1,771百万円	54円	2025年9月30日	2025年12月1日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託（RS信託）が基準日時点で保有する当社株式57,500株に対する配当金を含んでいます。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、提案しています。

議案	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,131百万円	65円	2026年3月31日	2026年6月26日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託（RS信託）が基準日時点で保有する当社株式59,400株に対する配当金を含んでいます。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入を利用しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理や残高管理などによりリスクの低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については売買の実績および公正価値について定期的に取締役会に報告しています。

借入金の使途は主として運転資金です。なお、デリバティブは粗糖相場および外国為替相場の変動によるリスクを軽減することを目的として利用しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 金融商品の公正価値の算定方法

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、借入金、その他の金融負債)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(株式)

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しています。非上場株式の公正価値については外部機関の評価または観察可能な価格を直接あるいは間接に参照して算出する方法と修正純資産方式とを銘柄ごとに適用して算定しています。

(ヘッジ会計を適用していないデリバティブ)

デリバティブ資産およびデリバティブ負債の公正価値は、取引先金融機関から提示された価格、または為替レートおよび金利等の観察可能なインプットに基づき算定しています。

(2) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額は公正価値に近似しています。

(3) 公正価値で測定する金融商品

イ. 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当社グループにおける公正価値の測定レベルは、市場における観察可能性に応じて次の3つに区分しています。

レベル1：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、または間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

当連結会計年度における金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、以下のとおりです。

	(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	—	142	4	147
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式及び出資金	4,423	—	3,234	7,657
ヘッジ会計を適用している	—	23	—	23
デリバティブ金融資産				
合計	4,423	166	3,238	7,827

ロ. 評価プロセス

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針および手順に従い、評価担当者が、公正価値を測定しています。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しています。

レベル3に分類した非上場株式は、類似企業比較法および純資産に基づく評価モデル等により、公正価値を測定しています。

レベル3に分類した金融商品の期首から期末までの変動は、以下のとおりです。
なお、当連結会計年度において、レベル1、2および3の間の移動はありません。

期首残高	3,301百万円
利得及び損失合計	328百万円
純損益(注)	△0百万円
その他の包括利益	328百万円
購入	0百万円
償還および解約	△392百万円
期末残高	3,238百万円

(注) 連結損益計算書の「金融費用」に含まれています。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

			(百万円)
	Sugar	Food & Wellness	合計
売上収益	96,712	16,192	112,904

2. 収益を理解するための基礎となる情報

Sugarセグメント

砂糖の販売取引については、製品および商品を取引先に引き渡した時点で、当該製品および商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。また、顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上収益から控除しています。なお一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っています。

Food&Wellnessセグメント

①フードサイエンス事業

その他甘味料や機能性素材等の販売取引については、製品および商品を取引先に引き渡した時点で、当該製品および商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しています。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。また、顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上収益から控除しています。なお一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っています。

②フィットネス事業

運営するフィットネスクラブ等において、会員に対して種別等に応じた利用機会を提供することを履行義務としています。会費等については時の経過に基づき、また各種利用料については利用に応じて履行義務が充足されると判断しており、したがって会費については契約期間にわたって収益認識し、各種利用料については利用状況に応じて月の収益として認識しています。

なお、取引の対価は概ね各月において履行義務の充足前に前受けする形、もしくは履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。

3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

イ.契約残高

顧客との契約から生じた債権および契約負債の内訳は、以下のとおりです。

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	8,915百万円	8,693百万円
契約負債	103百万円	135百万円

契約負債の期首残高のうち認識した収益の金額は、103百万円です。また、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

受取手形及び売掛金は、連結財政状態計算書の「営業債権及びその他の債権」に、契約負債は、連結財政状態計算書の「その他の流動負債」に含めて表示しています。

ロ.残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり親会社所有者帰属持分 2,357円99銭
- 基本的1株当たり当期利益 197円88銭

(注) 1株当たり情報の計算において、自己株式数に株式需給緩衝信託®及び役員向け株式交付信託(RS信託)が保有する当社株式を含めています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2025年3月31日に当社が取得した東洋精糖株式会社について、前連結会計年度において取得対価の配分が完了していなかったため、暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度において取得対価の配分が完了しています。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分に見直しが反映されており、有形固定資産が29百万円、持分法で会計処理されている投資が296百万円、繰延税金負債が9百万円、非支配持分が41百万円、それぞれ増加しています。

その結果、のれんが93百万円減少し、利益剰余金(負ののれん)が181百万円増加しています。

また、前連結会計年度の連結損益計算書は営業利益、税引前利益、当期利益及び親会社所有者に帰属する当期利益がそれぞれ181百万円増加しています。

2. 当社の流通株式比率向上を目的とする株式需給緩衝信託®の設定

当社は新市場区分としてプライム市場を選択しており、同市場の上場維持基準の充足を目的とし、流通株式比率を向上させる取組みを進めており、株式需給緩衝信託®(以下「本信託」といいます。)により、大株主である伊藤忠商事株式会社及び住友商事株式会社が保有する当社株式の一部を取得し、市場へ売却しました。

本信託は、当社が拠出する資金を原資として東京証券取引所の終値取引(ToSTNeT-2)により当社株式を取得し、その後、信託期間の内に当社株式を市場に売却し、売却代金をあらかじめ定めるタイミングで定期的に当社へ分配するものであり、当社を受益者とする自益信託です。

本信託により、前連結会計年度に当社株式391,000株を889百万円で取得した後、当連結会計年度末までに391,000株全て市場での売却が完了しました。このうち、当連結会計期間に291,100株を売却し、自己株式が662百万円減少しました。

当連結会計年度における本信託の設定にかかる信託報酬その他の諸費用が損益に与える影響は軽微です。また、当連結会計年度における自己株式処分差損益が資本剰余金に与える影響は軽微です。

なお、本信託が保有する当社株式については、「自己株式」として会計処理しているため、基本的1株当

たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

3. 役員向け株式交付信託制度

当社は、2025年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対する報酬として、業績連動型株式報酬制度（R S 信託）を導入しました。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される（ただし、当該株式については当社と各取締役等との間で譲渡制限契約を締結することにより、譲渡制限を付すものとします。）、という株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯する費用の金額を除きます。）により、「自己株式」として計上しています。当連結会計年度における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、156百万円および59,400株です。

4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第15期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	29,631
現金及び預金	6,135
売掛金	5,893
商品及び製品	6,013
仕掛品	1,493
原材料及び貯蔵品	9,344
前払費用	361
関係会社短期貸付金	248
その他	141
固定資産	70,142
有形固定資産	22,276
建物	3,049
構築物	387
機械及び装置	5,892
車両運搬具	15
工具器具備品	372
土地	11,466
リース資産	6
建設仮勘定	1,085
無形固定資産	9,582
ソフトウェア	53
のれん	9,219
その他	308
投資その他の資産	38,284
投資有価証券	4,298
関係会社株式	27,183
関係会社長期貸付金	3,616
前払年金費用	2,364
その他	861
貸倒引当金	△ 39
資産合計	99,774

科目	第15期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	22,229
買掛金	4,697
短期借入金	12,095
リース債務	1
未払金	2,716
未払費用	343
未払法人税等	1,332
賞与引当金	622
役員賞与引当金	64
その他	356
固定負債	3,515
リース債務	6
繰延税金負債	1,988
資産除去債務	330
再評価に係る繰延税金負債	1,109
その他	80
負債合計	25,744
純資産の部	
株主資本	70,161
資本金	7,000
資本剰余金	43,974
資本準備金	1,750
その他資本剰余金	42,224
利益剰余金	19,348
その他利益剰余金	19,348
繰越利益剰余金	19,348
自己株式	△ 161
評価・換算差額等	3,868
その他有価証券評価差額金	1,692
繰延ヘッジ損益	16
土地再評価差額金	2,159
純資産合計	74,029
負債純資産合計	99,774

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第15期
	2025年4月 1 日から 2026年3月31日まで
売上高	83,655
売上原価	65,883
売上総利益	17,772
販売費及び一般管理費	10,152
営業利益	7,620
営業外収益	308
受取利息	82
受取配当金	196
その他	30
営業外費用	191
支払利息	173
支払手数料	17
その他	1
経常利益	7,737
特別利益	943
抱合せ株式消滅差益	754
投資有価証券売却益	188
その他	0
特別損失	500
関係会社株式評価損	349
固定資産除却損	112
減損損失	37
その他	0
税引前当期純利益	8,180
法人税、住民税及び事業税	2,486
法人税等調整額	163
当期純利益	5,530

株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金		
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	7,000	1,750	42,221	43,971	17,405	△662	67,715
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△3,587	－	△3,587
当期純利益	－	－	－	－	5,530	－	5,530
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△186	△186
自己株式の処分	－	－	2	2	－	681	683
合併による増減	－	－	－	－	－	－	－
株式報酬取引	－	－	△0	△0	－	6	5
株主資本以外の項目の 当中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	2	2	1,942	500	2,446
当期末残高	7,000	1,750	42,224	43,974	19,348	△161	70,161

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,255	6	2,159	3,421	71,137
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△3,587
当期純利益	－	－	－	－	5,530
自己株式の取得	－	－	－	－	△186
自己株式の処分	－	－	－	－	683
合併による増減	16	－	－	16	16
株式報酬取引	－	－	－	－	5
株主資本以外の項目の 当中の変動額(純額)	419	9	－	429	429
当期変動額合計	436	9	－	446	2,892
当期末残高	1,692	16	2,159	3,868	74,029

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

イ. 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

ロ. 子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引……時価法

(3) 棚卸資産………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

………定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建	物	2～50年
---	---	-------

機械及び装置	2～13年
--------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

………定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金………従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) **役員賞与引当金**…役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(4) **退職給付引当金または前払年金費用**

………従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

③過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生した事業年度に費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に砂糖の製造・販売を中心として、甘味料やその他の食品の販売を行っています。これらの製品および商品の販売については、引き渡し時点において、顧客が当該製品や商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、当社が顧客に対して支払う対価であるリベート等の一部について、売上高から控除しています。なお一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っています。

5. 外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

6. ヘッジ会計の方法

(1) **ヘッジ会計の方法**

………繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

(2) **ヘッジ手段とヘッジ対象**

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

- (3) **ヘッジ方針**……………当社の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、取締役会規程および職務権限規程において取引権限の限度等を定めています。

(4) **ヘッジ有効性評価の方法**

……………ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

7. のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、10～15年間の定額法により償却を行っています。

(会計上の見積りに関する注記)

重要な会計上の見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間およびそれ以降の将来の会計期間において認識しています。

経営者が行った計算書類の金額に重要な影響を与える判断および見積りは以下のとおりです。

(1) 関係会社投融資の評価

関係会社に対する投資について、対象会社の財政状態の悪化もしくは超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額をしたうえで評価差額を「関係会社株式評価損」として計上しています。また、関係会社に対する融資についても回収可能性を検討し、回収不能見込額を「貸倒引当金」として計上しています。

実質価額の算定や回復可能性および融資の回収可能性の判断は、主として将来の不確実性を伴う関係会社の事業計画の合理性に関する経営者の判断に影響を受け、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

子会社の㈱日新ウエルネスは、フィットネス事業を営んでおり、運転資金等として当社から2,535百万円の融資を受けています。同社に対する貸付債権について個別に回収可能性を検討した結果、貸付債権が回収可能であると判断しています。

子会社のツキオカフィルム製薬(株)は、フードサイエンス事業を営んでおり、運転資金等として当社から1,330百万円の融資を受けています。同社に対する貸付債権について個別に回収可能性を検討した結果、貸付債権が回収可能であると判断しています。

当事業年度の貸借対照表に計上した金額は以下のとおりです。

関係会社短期貸付金	248百万円
関係会社長期貸付金	3,616百万円
関係会社株式	27,183百万円

(2) 退職給付引当金または前払年金費用の測定

当社は、確定給付型の退職給付制度を有しています。確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しています。数理計算上の仮定には、割引率、退職率および死亡率等の様々な変数についての見積りおよび判断が求められます。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の貸借対照表に「前払年金費用」として計上した金額は2,364百万円です。

(3) 資産除去債務の測定

資産除去債務は、期末日における債務に関するリスクおよび不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上しています。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定していますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の貸借対照表に「資産除去債務」として計上した金額は330百万円です。

(4) 繰延税金資産および繰延税金負債の測定

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しています。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の貸借対照表に「繰延税金負債」として計上した金額は1,988百万円です。

(5) 偶発事象

偶発事象は、期末日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示します。当社において、重要な偶発負債はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

46,718百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	228百万円
短期金銭債務	5,620百万円
長期金銭債権	26百万円

3. 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法により算出

再評価を行った年月日 1999年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,365百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,074百万円

仕入高 32,529百万円

営業取引以外の取引高 201百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 61,539株

(注) 自己株式数には、役員向け株式交付信託（RS信託）が保有する当社株式（59,400株）が含まれています。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却の償却超過額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、合併により受け入れた土地の評価差額等です。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	ツキオカフィルム 製薬(株)	所有 直接100%	－	資金融資	貸付金の回収 (注) 1	80	関係会社 短期貸付金	150
							関係会社 長期貸付金	1,180
	(株)日新ウエルネス	所有 直接100%	－	資金融資	貸付金の回収 (注) 1	131	関係会社 短期貸付金	98
							関係会社 長期貸付金	2,436
	東洋精糖(株)	所有 直接100%	兼任 2名	資金調達	借入金の借入 (注) 1	1,500	短期借入金	1,500
その他の 関係会社	伊藤忠商事(株)	被所有 直接37.1%	－	原材料の仕入	原材料の仕入 (注) 2	23,639	買掛金	1,583
その他の 関係会社の 子会社	伊藤忠食糧(株)	－	－	製品等の販売	製品等の販売 (注) 3	32,877	売掛金	1,574
	住商フーズ(株)	－	－	原材料の仕入およ び製品等の販売	製品等の販売 (注) 3	11,659	売掛金	370

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) ツキオカフィルム製薬(株)および(株)日新ウエルネスへの貸付、東洋精糖(株)からの借入については、市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 原材料の仕入については、市場価格を勘案して決定しています。

(注3) 製品等の販売価格およびその他の取引条件については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,261円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 169円08銭 |

(注) 1株当たり情報の計算において、自己株式数に株式需給緩衝信託®及び役員向け株式交付信託(RS信託)が保有する当社株式を含めています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 当社の流通株式比率向上を目的とする株式需給緩衝信託®の設定

連結計算書類「連結注記表(その他の注記) 2. 当社の流通株式比率向上を目的とする株式需給緩衝信託®の設定」に記載しているため、注記を省略しています。

2. 役員向け株式交付信託制度

連結計算書類「連結注記表(その他の注記) 3. 役員向け株式交付信託制度」に記載しているため、注記を省略しています。

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

附属明細書

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

区分	資 産 の 種 類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	建 物	2,427	545 335	1 (0)	257	3,049	10,275	13,324
	構 築 物	154	224 54	—	46	387	2,451	2,839
	機 械 及 び 装 置	3,176	1,013 2,635	47 (36)	885	5,892	32,460	38,352
	車 両 運 搬 具	2	5 11	0	3	15	195	211
	工 具 器 具 備 品	302	16 181	4	123	372	1,334	1,707
	土 地	10,543	923 —	—	—	11,466	—	11,466
	リ ー ス 資 産	—	— 6	—	0	6	0	6
	建 設 仮 勘 定	1,334	65 3,192	3,506	—	1,085	—	1,085
	計	17,940	9,212	3,560	1,316	22,276	46,718	68,994
無形固定資産	ソ フ ト ウ ェ ア	90	0 16	14	38	53		
	の れ ん	8,279	1,738 —	—	798	9,219		
	そ の 他	61	2 264	17	0	308		
	計	8,430	2,021	32	837	9,582		

(注) 1. 当期増加額欄の上段の金額は、2025年10月1日に子会社第一糖業株式会社を吸収合併したことによる引継額です。
2. 機械及び装置の当期増加額(下段)は、主に美浜バイオプラントのCI(サイクロデキストラン)およびカップオリゴ(ガラクトオリゴ糖)の生産設備新規投資、中部工場および関西工場の経年劣化等による設備更新です。
3. 当期減少額の0内は内書きで、減損損失の計上額です。

2. 引当金の明細

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
貸 倒 引 当 金	43	0	4	39
賞 与 引 当 金	441	674	494	622
役 員 賞 与 引 当 金	40	64	40	64
退 職 給 付 引 当 金	△ 2,111	△ 128	124	△ 2,364

(注) 1. 当期増加額欄の金額は合併による増加額を含んでいます。
2. 退職給付引当金は、貸借対照表「投資その他の資産」に「前払年金費用」として表示しています。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	百万円	
販 売 奨 励 費	448	
運 賃 及 び 保 管 料	3,295	
販 売 促 進 費	108	
役 員 報 酬	197	
従 業 員 給 料	1,485	
賞 与 金	302	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	358	
退 職 給 付 費 用	△ 158	
法 定 福 利 費	344	
賃 借 料	245	
の れ ん 償 却 額	798	
そ の 他 経 費	2,725	
計	10,152	

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ウェルネオシュガー株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 井澤 浩 昭
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大島 充 史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 重松 あき子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウェルネオシュガー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ウェルネオシュガー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ウェルネオシュガー株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 井澤 浩 昭

公認会計士 大 島 充 史

公認会計士 重 松 あき子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネオシュガー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

ウェルネオシュガー株式会社 監査役会

常勤監査役 今 井 秀 明 ⑩

常勤監査役 浅 岡 香保里 ⑩

監 査 役 和 田 正 夫 ⑩

監 査 役 成 瀬 圭珠子 ⑩

(注) 監査役和田正夫及び監査役成瀬圭珠子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。